

不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市介護予防センター条例 (平成17年条例第97号) 第6条	盛岡市介護予防センター 使用の許可の取消し等	玉山総合 事務所 健康福祉課

- 1 処分基準は、盛岡市介護予防センター条例(平成17年条例第97号)第6条のとおりとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。